

令和2年度

定時総会

がんばるけん
えひめけん



開催日時：令和2年6月27日（土）18時00分～
開催場所：ウェルピア伊予 銀河の間

一般社団法人愛媛県バスケットボール協会



次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

決議事項 ①令和元年度事業報告について

②令和元年度収支決算について

監査報告

③定款の変更について

④令和2・3年度組織体制について

報告事項 ①令和2年度事業計画について

②令和2年度収支予算について

③各種規程の改正について

その他

4 閉会

年	開始			完了			事業	会場	所管・カテゴリー	
	月	日	曜日	月	日	曜日				
令和元年	4	29	月	12	22	土	U12DC事業	県下各地	ユース育成委員会・U12	
	5	11	土	一部未実施			U15リーグ戦	県下各地	ユース育成委員会・U15	
	5	11	土	5	12	日	今治バスケットボールカーニバル	今治市営中央体育館他	今治協会	
	5	18	土	10	13	日	U12リーグ戦	県下各地	ユース育成委員会・U12	
	5	25	土	2	23	日	U13/U14DC事業	県下各地	ユース育成委員会・U15	
	5	29	水				第1回常務理事会	東温市中央公民館	協会(総務委員会)	
	6	5	水				第1回理事会	東温市中央公民館	協会(総務委員会)	
	6	9	日				第2回全日本社会人レディースバスケットボール選手権大会(西地域) 愛媛県予選	新居浜山根体育館	社会人	
	6	9	日				第2回全日本社会人O-40/O-50バスケットボール選手権大会愛媛県予選	新居浜山根体育館	社会人	
	6	29	土				令和元年度定時総会	ウェルピア伊予	協会(総務委員会)	
	6	30	日	8	25	日	第95回天皇杯・第86回皇后杯 全日本バスケットボール選手権大会愛媛県代表決定戦	県内各地	協会(競技委員会)	
	7	6	土	7	7	日	平成30年7月豪雨災害復興支援えひめ国体記念大会	鬼北総合公園体育館	協会・実行委員会	
	7	20	土	7	21	日	社会人地域リーグ今治大会	今治市営中央体育館	社会人	
	8	17	土	8	18	日	茨城国体第40回四国ブロック予選大会	松山市総合コミュニティセンター体育館	協会・実行委員会	
	8	24	土	8	25	日	第71回全国高等学校バスケットボール選手権大会 地区予選	県下各地	U18	
	9	1	日	2	23	日	第45回愛媛県社会人バスケットボールリーグ	県下各地	社会人	
	8	28	水				第2回常務理事会	東温市中央公民館	協会(総務委員会)	
	9	5	木				第3回常務理事会	東温市中央公民館	協会(総務委員会)	
	9	14	土	9	15	日	U181・2年生大会	県下各地	U18	
	9	15	日	11	10	日	第2回全日本社会人バスケットボール選手権大会愛媛県予選	松山市総合コミュニティセンター体育館他	競技委員会・社会人連盟	
	9	21	土	9	22	日	2019西日本車いすバスケットボール選抜大会	今治市営中央体育館	協会 (障がい者スポーツ委員会)	
	9	21	土	9	22	日	第1回ジュニアウィンターカップ愛媛県代表決定戦トーナメント	松前公園体育館・ツインドーム重信	競技委員会・U15	
	9	21	土	11	23	土	JBA公認(D級)コーチ(新規)養成講習会	松山市青少年センター	協会(指導者養成委員会)	
	10	17	木				第4回常務理事会	東温市中央公民館	協会(総務委員会)	
	10	23	水				第2回理事会	東温市中央公民館	協会(総務委員会)	
	10	26	土	11	10	日	第71回全国高等学校バスケットボール選手権大会県予選	松山市総合コミュニティセンター体育館他	U18	
11	2	土	11	10	日	第6回愛媛県バスケットボールカーニバル	松山市総合コミュニティセンター体育館他	協会・実行委員会		
11	17	日	11	30	日	第51回全国ミニバスケットボール大会 兼第41回四国ミニバスケットボール大会地区予選	県下各地	U12		
11	30	土	12	1	日	第95回天皇杯・第86回皇后杯 全日本バスケットボール選手権大会第2次ラウンド	愛媛県立総合運動公園体育館	協会・実行委員会		
12	7	土	一部未実施			U18リーグ戦	県下各地	U18		
12	14	土	12	15	日	第51回全国ミニバスケットボール大会 兼第41回四国ミニバスケットボール大会愛媛県予選	宇和島市総合体育館	U12		
令和2年	1	11	土	1	12	日	第48回愛媛県中学生バスケットボール選抜大会	鬼北総合公園体育館・大洲市総合体育館	U15	
	1	12	日				令和2年新年会	メルパルク松山	協会(総務委員会)	
	2	15	土	2	16	日	U13・U14松山カップ	松前公園体育館・松山市立旭中学校	ユース育成委員会・U15	
	2	25	火				第5回常務理事会	東温市中央公民館	協会(総務委員会)	
	中止							第42回愛媛県バスケットボール選手権大会	県下各地	協会(競技委員会)
	書面開催							第3回理事会	—	協会(総務委員会)
その他、2月以降、様々な大会・講習会・会議等が新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止・延期										

正味財産増減計算書内訳表

平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

法人名:一般社団法人 愛媛県バスケットボール協会

(単位:円)

科 目	実 施 事 業 等 会 計							法人会計	合 計
	競技会委員会	審判委員会	強化委員会	ユース育成委員会	指導者養成委員会	障がい者スポーツ委員会	小計		
I 一般正味財産増減の部									
経常増減の部									
経常収益									
受取入金									
受取入金									
受取会費									
正会員受取会費									
事業収益	3,603,921	686,500		4,176,700	155,800		8,622,921	320,000	8,942,921
受取大会参加料	1,291,121			2,485,000			3,776,121	320,000	4,096,121
受取受講料		686,500		1,691,700	155,800		2,534,000		2,534,000
受取大会運営収益	2,312,800						2,312,800		2,312,800
受取補助金等	2,010,000		5,425,680	397,552		72,000	7,905,232	11,927,985	19,833,217
受取助成金	2,010,000		5,425,680	397,552		72,000	7,905,232	11,927,985	19,833,217
受取負担金								7,101,600	7,101,600
受取登録料								7,101,600	7,101,600
受取寄付金								2,484	2,484
受取寄付金								2,484	2,484
雑収益								187	187
雑収益								187	187
経常収益計	5,613,921	686,500	5,425,680	4,574,252	155,800	72,000	16,528,153	19,352,256	35,880,409
経常費用									
事業費	8,790,855	1,211,729	7,923,780	6,500,164	148,800	281,929	24,857,257		24,857,257
会議費	64,132	10,040	6,000	20,207		19,750	120,129		120,129
旅費交通費	1,720,116	62,300	149,868	51,580		49,502	2,033,366		2,033,366
備品消耗品費	141,840						141,840		141,840
消耗品費	236,157	42,167				2,484	280,808		280,808
会場設営・運営費	6,324,070	1,096,790		281,680		209,533	7,912,073		7,912,073
指導者養成事業費					148,800		148,800		148,800
強化委員会事業費			7,494,914				7,494,914		7,494,914
ユース育成事業費				6,144,069			6,144,069		6,144,069
保険料	102,580		89,000				191,580		191,580
諸謝金			180,000				180,000		180,000
支払負担金	193,888						193,888		193,888
支払手数料	8,072	432	3,998	2,628		660	15,790		15,790
管理費								8,422,506	8,422,506
給料手当								1,275,040	1,275,040
会議費								251,162	251,162
旅費交通費								798,030	798,030
通信運搬費								932,687	932,687
情報処理関係費								45,220	45,220
減価償却費								121,248	121,248
消耗品費								637,329	637,329
印刷製本費								526,228	526,228
光熱水料費								110,712	110,712
賃借料								1,054,290	1,054,290
保険料								119,390	119,390
諸謝金								1,128,000	1,128,000
支払負担金								862,650	862,650
支払手数料								400,520	400,520
支払寄付金								150,000	150,000
雑費用								10,000	10,000
経常費用計	8,790,855	1,211,729	7,923,780	6,500,164	148,800	281,929	24,857,257	8,422,506	33,279,763
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 3,176,934	△ 525,229	△ 2,498,100	△ 1,925,912	7,000	△ 209,929	△ 8,329,104	10,929,750	2,600,646
評価損益等計									
当期経常増減額	△ 3,176,934	△ 525,229	△ 2,498,100	△ 1,925,912	7,000	△ 209,929	△ 8,329,104	10,929,750	2,600,646
経常外増減の部									
経常外収益									
経常外収益計									
経常外費用									
経常外費用計									
当期経常外増減額									
他会計振替額	3,176,934	525,229	2,498,100	1,925,912	△ 7,000	209,929	8,329,104	△ 8,329,104	
当期一般正味財産増減額								2,600,646	2,600,646
一般正味財産期首残高								5,657,328	5,657,328
一般正味財産期末残高								8,257,974	8,257,974
II 指定正味財産増減の部									
当期指定正味財産増減額									
指定正味財産期首残高									
指定正味財産期末残高									
III 正味財産期末残高								8,257,974	8,257,974

正味財産増減計算書

平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

法人名：一般社団法人 愛媛県バスケットボール協会
 事業名：事業全体

(単位： 円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
經常増減の部			
經常収益			
事業収益	8,942,921	9,010,760	△67,839
受取大会参加料	4,096,121	5,651,000	△1,554,879
受取受講料	2,534,000	971,060	1,562,940
受取協賛金		300,000	△300,000
受取大会運営収益	2,312,800	2,088,700	224,100
受取補助金等	19,833,217	16,452,022	3,381,195
受取助成金	19,833,217	16,452,022	3,381,195
受取負担金	7,101,600	8,145,700	△1,044,100
受取登録料	7,101,600	8,145,700	△1,044,100
受取寄付金	2,484	1,341,225	△1,338,741
受取寄付金	2,484	1,341,225	△1,338,741
雑収益	187	3,056	△2,869
雑収益益計	187	3,056	△2,869
經常費用	35,880,409	34,952,763	927,646
事業費	24,857,257	26,061,940	△1,204,683
会議費	120,129	110,914	9,215
旅費交通費	2,033,366	1,875,984	157,382
通信運搬費		14,612	△14,612
備品消耗品費	141,840	455,644	△313,804
消耗品費	280,808	113,085	167,723
会場設営・運営費	7,912,073	10,853,156	△2,941,083
指導者養成事業費	148,800	239,420	△90,620
強化委員会事業費	7,494,914	7,783,529	△288,615
ユース育成事業費	6,144,069	3,993,980	2,150,089
保険料	191,580	92,570	99,010
諸謝礼金	180,000	120,000	60,000
支払負担金	193,888	391,334	△197,446
支払手数料	15,790	17,712	△1,922
管理費	8,422,506	8,786,250	△363,744
給料手当	1,275,040	1,198,080	76,960
福利厚生費		3,300	△3,300
会議費	251,162	263,838	△12,676
旅費交通費	798,030	882,371	△84,341
通信運搬費	932,687	878,968	53,719
情報処理関係費	45,220	29,766	15,454
減価償却費	121,248	130,080	△8,832
備品消耗品費		16,160	△16,160
消耗品費	637,329	695,642	△58,313
修繕費		188,611	△188,611
印刷製本費	526,228	449,199	77,029
光熱水料	110,712	117,555	△6,843
賃借料	1,054,290	1,046,400	7,890
保険料	119,390	5,630	113,760
諸謝礼金	1,128,000	1,323,000	△195,000
租税公課		11,200	△11,200
支払負担金	862,650	885,450	△22,800
支払手数料	400,520	621,000	△220,480
支払寄付金	150,000		150,000
雑費用	10,000	40,000	△30,000
經常費用計	33,279,763	34,848,190	△1,568,427

正味財産増減計算書

平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

法人名：一般社団法人 愛媛県バスケットボール協会

事業名：事業全体

(単位： 円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
評価損益等調整前当期経常増減額	2,600,646	104,573	2,496,073
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	2,600,646	104,573	2,496,073
経常外増減の部			
経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	2,600,646	104,573	2,496,073
一般正味財産期首残高	5,657,328	5,552,755	104,573
一般正味財産期末残高	8,257,974	5,657,328	2,600,646
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	8,257,974	5,657,328	2,600,646

貸借対照表

令和 2 年 3 月 31 日現在

法人名：一般社団法人 愛媛県バスケットボール協会

事業名：事業全体

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
流 動 資 産			
現 金 預 金	7,663,039	8,818,933	△1,155,894
普 通 預 金	5,950,548	5,992,708	△42,160
災 害 義 援 金 預 金	212,491	1,326,225	△1,113,734
定 期 預 金	1,500,000	1,500,000	
未 収 金		498,245	△498,245
仮 払 金	3,063		3,063
流 動 資 産 合 計	7,666,102	9,317,178	△1,651,076
固 定 資 産			
そ の 他 固 定 資 産			
什 器 備 品	19,872	33,120	△13,248
ソ フ ト ウ ェ ア	261,000	369,000	△108,000
敷 会 計 貸 付 金	426,000	426,000	
他 会 計 貸 付 金	37,647	495,245	△457,598
そ の 他 固 定 資 産 合 計	744,519	1,323,365	△578,846
固 定 資 産 合 計	744,519	1,323,365	△578,846
資 産 合 計	8,410,621	10,640,543	△2,229,922
II 負 債 の 部			
流 動 負 債			
未 払 金	112,420	4,484,430	△4,372,010
預 り 金	2,580	3,540	△960
流 動 負 債 合 計	115,000	4,487,970	△4,372,970
固 定 負 債			
他 会 計 借 入 金	37,647	495,245	△457,598
固 定 負 債 合 計	37,647	495,245	△457,598
負 債 合 計	152,647	4,983,215	△4,830,568
III 正 味 財 産 の 部			
一 般 正 味 財 産	8,257,974	5,657,328	2,600,646
正 味 財 産 合 計	8,257,974	5,657,328	2,600,646
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	8,410,621	10,640,543	△2,229,922

財 産 目 録

令和 2 年 3 月 31 日現在

法人名：一般社団法人 愛媛県バスケットボール協会

事業名：事業全体

(単位： 円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
普通預金	伊予銀行松山市役所	事業運営資金	5,950,548
災害義援金預金	伊予銀行福音寺	平成30年7月豪雨災害義援金	212,491
定期預金	伊予銀行松山市役所	事業運営資金	1,500,000
仮払金		謝金源泉税	3,063
流動資産合計			7,666,102
(固定資産)			
その他固定資産			
什器備品	協会旗		19,872
ソフトウェア	公益法人会計ソフト		261,000
敷金	榊三福	事務局賃借に伴う敷金	426,000
固定資産合計			706,872
資産合計			8,372,974
(流動負債)			
未払金		電気代	12,514
		ソフトバンク	53,981
		クロネコヤマト	4,235
		成年女子	40,710
		正岡源泉税還付金	980
預り金		源泉所得税	2,580
流動負債合計			115,000
負債合計			115,000
正味財産			8,257,974

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当事項なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法によっております。無形固定資産の減価償却の方法は定額法によっております。

(2) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

該当なし

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりであります。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	120,000	100,128	19,872
ソフトウェア	540,000	279,000	261,000
合 計	660,000	379,128	280,872

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりであります。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
四国ブロック大会運営補助金	愛媛県スポーツ協会	0	386,000	386,000	0	—
愛媛県スポーツ協会国体補助金	愛媛県スポーツ協会	0	5,138,985	5,138,985	0	—
愛媛県スポーツ協会一町一技事業補助金	愛媛県スポーツ協会	0	400,000	400,000	0	—
愛媛県スポーツ協会スポーツ少年団大会運営補助金	愛媛県スポーツ協会	0	60,000	60,000	0	—
西日本車いすバスケットボール選抜大会運営補助金	日本車いすバスケットボール連盟	0	72,000	72,000	0	—
岐阜マスターズ視察補助金	日本スポーツ協会	0	86,900	86,900	0	—
DファンドA・B交付金	日本バスケットボール協会	0	9,971,000	9,971,000	0	—
2次ラウンド運営費補助金	日本バスケットボール協会	0	1,500,000	1,500,000	0	—
JBA U12講習会運営補助金	日本バスケットボール協会	0	397,552	397,552	0	—
カルスポカップ補助金	松山市文化スポーツ振興財団	0	50,000	50,000	0	—
BリーグGD業務補助金	ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ	0	1,014,780	1,014,780	0	—
BリーグTO・スタッツ業務補助金	㈱エヒメスポーツエンターテインメント	0	756,000	756,000	0	—
合 計		0	19,833,217	19,833,217	0	

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

該当なし

2. 引当金の明細

該当なし

令和元年度 会計監査報告書

於：一般社団法人愛媛県バスケットボール協会 事務局
松山市松末1丁目3-38 ロジューマンGH

令和元年年度一般社団法人愛媛県バスケットボール協会の監査にあたり、
収入支出に伴う関係書類及び関係帳簿・関係証票等を慎重に審査し
た結果、いずれも正確かつ適正であることを認めます。

令和二年 5月 22日

監事 川口裕一 

監事 橋本剛 

◇定款変更の要因◇

令和元年8月27日、スポーツ庁が発表したスポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>において、団体運営及び事業運営に関する重要な意思決定を行う役員等はその権限を適切に行使することが求められていることから、組織の代表たる会長がその責任・権限を行使できなくなった場合、速やかに適正なガバナンス（※）の確保を図るため、会長の職務を代行する者（職務代理者）を明確にする規定を盛り込むものである。

※ガバナンス＝組織のメンバーが主体的に関与を行なう意思決定、合意形成のシステム

◇新旧対照表◇

(一社) 愛媛県バスケットボール協会定款

改正案	現行
<p>(理事の職務権限) 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。 2 会長は、この法人を代表し、その業務を統括する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長が指定した順序により、その職務を代行する。 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。 5 副専務理事、常務理事は、理事会において別の定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。 6 会長、副会長、専務理事、副専務理事、常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、職務執行状況を理事会に報告しなければならない。</p>	<p>(理事の職務権限) 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。 2 会長は、この法人を代表し、その業務を統括する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、 _____、その職務を代行する。 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。 5 副専務理事、常務理事は、理事会において別の定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。 6 会長、副会長、専務理事、副専務理事、常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、職務執行状況を理事会に報告しなければならない。</p>

任期は令和4年度第1回理事会まで

協会 役職 専門委員会 役職	氏名	所属カテゴリー	備考
顧問	瀬良 邦彦	U18	
会長	徳永 繁樹	—	
副会長	松尾 和久	外部	総務・規律・裁定委員会統括
副会長	泉野 武憲	市町協会	競技会・ユース育成・障がい者スポーツ委員会統括
副会長	相原 伸康	U18	審判・指導者養成委員会統括
専務理事 ユース育成委員長	栗林 幸弘	社会人	

協会 役職 専門委員会 役職	氏名	所属カテゴリー	備考	協会 役職 専門委員会 役職	氏名	所属カテゴリー	備考
常務理事 総務委員長(事務局長)	小笠原幸男	U12		常務理事 指導者養成委員長	水崎 一良	U18	
常務理事 規律・裁定委員長(事務局次長)	大森 泰	社会人		常務理事 競技会委員長	小野 泰史	社会人	
常務理事 審判委員長	薦田侑二郎	審判		常務理事 障がい者スポーツ委員長	若宮 浩	社会人	

協会 役職	氏名	所属カテゴリー	備考	協会 役職	氏名	所属カテゴリー	備考
理事	開 大輔	B.LEAGUE		理事	日浅 功	U15	
理事	三浦 健二	社会人		理事	矢野 紳一	U12	
理事	山本 直美	社会人		理事	三好 尚史	U12	
理事	吉良寿美子	社会人		理事	大尾 浩二	審判	
理事	宮本 敏一	大学		理事	池田 隼人	審判	
理事	川野 光正	U18		理事	馬越 啓之	市町協会	
理事	岩井 仁志	U18		理事	三瀬 修平	市町協会	
理事	若宮 慎	U15		理事	阿部 康範	外部	
理事	佐伯 隆生	U15					

協会 役職	氏名	所属カテゴリー	備考
監事	川口 裕一	U15	
監事	白石 隆志	外部	

新任

年	開始			完了			事業	会場	所管・カテゴリー	
	月	日	曜日	月	日	曜日				
令和2年	5	28	木				第1回常務理事会	協会事務所	協会（総務委員会）	
	6	3	水				第2回常務理事会	東温市中央公民館	協会（総務委員会）	
	6	3	水				第1回理事会	東温市中央公民館	協会（総務委員会）	
	6	27	土				令和2年度定時総会	ウェルピア伊予	協会（総務委員会）	
				中止			今治バスケットボールカーニバル	今治市営中央体育館他	今治協会	
				中止			天皇杯 日本車いすバスケットボール選手権大会 2次ラウンド	今治市営中央体育館	協会 (障がい者スポーツ委員会)	
				中止			U12リーグ戦	県下各地	ユース育成委員会・U12	
				中止			U18 1・2年生大会	県下各地	U18	
				中止			日本スポーツマスターズ2020 愛媛大会	宇和島市・大洲市・今治市・東温市各会場	協会	
				未定			U12 DC 事業	県下各地	ユース育成委員会・U12	
				未定			第52回全国ミニバスケットボール大会 兼第42回四国バスケットボール大会地区予選	県下各地	U12	
				未定			U15リーグ戦	県下各地	ユース育成委員会・U15	
				未定			U13/U14 DC 事業	県下各地	ユース育成委員会・U15	
				未定			第2回ジュニアウィンターカップ愛媛県代表決定戦トーナメント	松前公園体育館・ツインドーム重信	競技委員会・U15	
				未定			U18リーグ戦	県下各地	U18	
				未定			U18 1・2年生大会	県下各地	U18	
				未定			第3回全日本社会人0-40/O-50 バスケットボール選手権大会愛媛県予選	未定	社会人	
				未定			第96回天皇杯・第87回皇后杯 全日本バスケットボール選手権大会愛媛県代表決定戦	県内各地	協会（競技委員会）	
				未定			第3回全日本社会人バスケットボール選手権大会愛媛県予選	松山市総合コミュニティセンター体育館他	競技委員会・社会人連盟	
				未定			社会人地域リーグ今治大会	今治市営中央体育館	社会人	
				未定			JBA 公認（D級）コーチ（新規）養成講習会	県下各地	協会（指導者養成委員会）	
				随時開催			常務理事会	未定	協会（総務委員会）	
				随時開催			理事会	未定	協会（総務委員会）	
		9	6	日	2	28	日	第46回愛媛県社会人バスケットボールリーグ	県下各地	社会人
		9	12	土	9	13	日	第72回全国高等学校バスケットボール選手権大会 地区予選	県下各地	U18
		10	31	土	11	1	日	第72回全国高等学校バスケットボール選手権大会県予選	松山市総合コミュニティセンター体育館他	U18
	10	31	土	11	8	日	第7回愛媛県バスケットボールカーニバル	松山市総合コミュニティセンター体育館他	協会・実行委員会	
	12	19	土	12	20	日	第52回全国ミニバスケットボール大会 兼第42回四国ミニバスケットボール大会愛媛県予選	宇和島市総合体育館	U12	
令和3年	1	10	日				令和3年新年会	未定	協会（総務委員会）	
	1	16	土	1	17	日	第48回愛媛県中学生バスケットボール選抜大会	未定	U15	
				未定			第1回近県DC U-13松山交流大会	未定	協会	
				未定			第43回愛媛県バスケットボール選手権大会	県下各地	協会（競技委員会）	
				随時開催			常務理事会	未定	協会（総務委員会）	
				随時開催			理事会	未定	協会（総務委員会）	

※協会主催事業及び社会人連盟関係事業のみ掲載

令和2年度正味財産増減予算書内訳表

令和2年 4月 1日から令和3年 3月31日まで

法人名:一般社団法人 愛媛県バスケットボール協会

(単位:円)

科 目	実 施 事 業 等 会 計								法人会計	合 計
	規律委員会	競技会委員会	審判委員会	強化委員会	ユース育成委員会	指導者養成委員会	障がい者スポーツ委員会	裁定委員会		
I 一般正味財産増減の部										
經常増減の部										
經常収益										
事業収益	0	1,982,000	600,000	0	3,412,000	600,000	160,000	0	0	6,754,000
受取大会参加料		1,982,000			3,412,000		160,000			5,554,000
受取受講料			600,000			600,000				1,200,000
受取大会運営収益										0
受取補助金等	0	0	0	0	4,945,000	0	0	0	6,300,000	11,245,000
受取助成金					4,945,000				6,300,000	11,245,000
受取負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	6,080,000	6,080,000
受取登録料									6,080,000	6,080,000
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000,000	2,000,000
受取寄付金									2,000,000	2,000,000
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000	1,000
雑収益									1,000	1,000
經常収益計	0	1,982,000	600,000	0	8,357,000	600,000	160,000	0	14,381,000	26,080,000
經常費用										
事業費	30,000	4,608,000	1,361,944	0	6,482,500	590,000	570,000	30,000	0	13,672,444
会議費	20,000	50,000	50,000		100,000	30,000	30,000	20,000		300,000
旅費交通費		150,000	731,944		50,000	50,000	30,000			1,011,944
通信運搬費		100,000	10,000							110,000
備品消耗品費		200,000								200,000
会場設営・運営費		3,828,000					500,000			4,328,000
指導者養成事業費						500,000				500,000
強化委員会事業費										0
ユース育成事業費					6,322,500					6,322,500
保険料		100,000								100,000
諸謝金		70,000								70,000
支払負担金		100,000								100,000
講習会費			550,000							550,000
雑費	10,000	10,000	20,000		10,000	10,000	10,000	10,000		80,000
管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	12,407,556	12,407,556
給料手当									1,300,000	1,300,000
会議費									520,000	520,000
旅費交通費									1,800,000	1,800,000
通信運搬費									800,000	800,000
情報処理関係費									100,000	100,000
減価償却費									117,936	117,936
備品消耗品費									300,000	300,000
消耗品費									400,000	400,000
印刷製本費									450,000	450,000
光熱水料									120,000	120,000
賃借料									1,100,000	1,100,000
国体関連費									400,000	400,000
保険料									200,000	200,000
諸謝金									1,250,000	1,250,000
支払負担金									1,230,000	1,230,000
支払手数料									400,000	400,000
雑費									1,860,000	1,860,000
予備費									59,620	59,620
經常費用計	30,000	4,608,000	1,361,944	0	6,482,500	590,000	570,000	30,000	12,407,556	26,080,000
評価損益等調整前当期經常増減額	△ 30,000	△ 2,626,000	△ 761,944	0	1,874,500	10,000	△ 410,000	△ 30,000	1,973,444	0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期經常増減額	△ 30,000	△ 2,626,000	△ 761,944	0	1,874,500	10,000	△ 410,000	△ 30,000	1,973,444	0
經常外増減の部										
經常外収益										
經常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
經常外費用										
經常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	30,000	2,626,000	761,944	0	△ 1,874,500	△ 10,000	410,000	30,000	△ 1,973,444	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	8,257,974	8,257,974
一般正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	8,257,974	8,257,974
II 指定正味財産増減の部										
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	8,257,974	8,257,974

令和2年度正味財産増減予算書

令和2年 4月 1日から令和3年 3月31日まで

法人名：一般社団法人 愛媛県バスケットボール協会

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
経常増減の部			
経常収益			
事業収益			
受取大会参加料	6,754,000	11,032,000	△ 4,278,000
受取受講料	5,554,000	6,832,000	△ 1,278,000
受取大会運営収益	1,200,000	1,200,000	0
受取補助金等	0	3,000,000	△ 3,000,000
受取助成金	11,245,000	13,871,000	△ 2,626,000
受取負担金	11,245,000	13,871,000	△ 2,626,000
受取登録料	6,080,000	6,750,000	△ 670,000
受取寄付金	6,080,000	6,750,000	△ 670,000
受取寄付金	2,000,000	1,000,000	1,000,000
受取寄付金	2,000,000	1,000,000	1,000,000
雑収益	1,000	1,000	0
雑収益	1,000	1,000	0
経常収益計	26,080,000	32,654,000	△ 6,574,000
経常費用			
事業費			
会議費	13,672,444	22,970,500	△ 9,298,056
旅費交通費	300,000	480,000	△ 180,000
通信運搬費	1,011,944	2,290,000	△ 1,278,056
備品消耗品費	110,000	110,000	0
会場設営・運営費	200,000	300,000	△ 100,000
指導者養成事業費	4,328,000	6,474,000	△ 2,146,000
強化委員会事業費	500,000	500,000	0
ユース育成事業費	0	2,100,000	△ 2,100,000
保険料	6,322,500	9,476,500	△ 3,154,000
諸謝礼金	100,000	300,000	△ 200,000
支払負担金	70,000	120,000	△ 50,000
講習会費	100,000	130,000	△ 30,000
雑費	550,000	550,000	0
管理費	80,000	140,000	△ 60,000
給料手当	12,407,556	9,683,500	2,724,056
会議費	1,300,000	1,400,000	△ 100,000
旅費交通費	520,000	500,000	20,000
通信運搬費	1,800,000	800,000	1,000,000
情報処理関係費	800,000	800,000	0
減価償却費	100,000	100,000	0
備品消耗品費	117,936	130,080	△ 12,144
消耗品費	300,000	400,000	△ 100,000
印刷製本費	400,000	500,000	△ 100,000
光熱水料	450,000	450,000	0
貸借料	120,000	120,000	0
国体関連費	1,100,000	1,100,000	0
保険料	400,000		400,000
諸謝礼金	200,000		200,000
支払負担金	1,250,000	1,200,000	50,000
支払手数料	1,230,000	1,200,000	30,000
雑費	400,000	500,000	△ 100,000
予備費	1,860,000	300,000	1,560,000
経常費用計	59,620	183,420	△ 123,800
評価損益等調整前当期経常増減額	26,080,000	32,654,000	△ 6,574,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0
経常外増減の部			
経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	8,257,974	5,657,328	2,600,646
一般正味財産期末残高	8,257,974	5,657,328	2,600,646
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	8,257,974	5,657,328	2,600,646

◇各種規程の改正◇

現状、協会内に設置している専門委員会のうち強化委員会以外は、参加料・受講料・補助金・協賛金等を財源に活動を行っている。

(厳密にいうと規律委員会・裁定委員会も自主財源は持たないが、JBAから設置を義務付けられている。)

また、全国的にもユース育成世代の技術向上に向けた取り組みを強化事業と位置付けている事例が散見される。

今後、JBA・日本スポーツ協会・愛媛県・愛媛県スポーツ協会等の動向に対し迅速かつ機動的に対応していくためには、強化委員会の役割を総務委員会に内包させ、Dファンドや愛媛県・愛媛県スポーツ協会の補助金等を財源に活動を継続・発展させることが必要であると考え、基本規程及び専門委員会設置規程における関連条文を改めるものである。

◇新旧対照表◇

(一社) 愛媛県バスケットボール協会基本規定

改 正 案	現 行
<p>(委員会)</p> <p>第 15 条 協会に、次の専門委員会を置く。</p> <p>(1) 総務委員会</p> <p>(2) 規律委員会</p> <p>(3) 裁定委員会</p> <p>(4) 競技会委員会</p> <p>(5) 審判委員会</p> <p>(6) ユース育成委員会</p> <p>(7) 指導者養成委員会</p> <p>(削除)</p> <p><u>(8)</u> 障がい者スポーツ委員会</p>	<p>(委員会)</p> <p>第 15 条 協会に、次の専門委員会を置く。</p> <p>(1) 総務委員会</p> <p>(2) 規律委員会</p> <p>(3) 裁定委員会</p> <p>(4) 競技会委員会</p> <p>(5) 審判委員会</p> <p>(6) ユース育成委員会</p> <p>(7) 指導者養成委員会</p> <p><u>(8)</u> 強化委員会</p> <p><u>(9)</u> 障がい者スポーツ委員会</p>

(一社) 愛媛県バスケットボール協会専門委員会設置規程

改 正 案	現 行
<p>(委員会)</p> <p>第2条 協会に、次の専門委員会を置く。</p> <p>(1) 総務委員会 (2) 規律委員会 (3) 裁定委員会 (4) 競技会委員会 (5) 審判委員会 (6) ユース育成委員会 (7) 指導者養成委員会</p> <p>(削除)</p> <p><u>(8)</u> 障がい者スポーツ委員会</p> <p>(委員会の業務)</p> <p>第5条 各専門委員会の業務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 ア 協会の運営に関すること イ 総会・常務理事会・理事会の開催に関すること ウ 各委員会との連絡調整に関すること エ 各競技団体及び地区協会等との連絡調整に関すること オ 予算及び決算に関すること カ 予算執行に関すること キ 広報活動イベント及び各種大会の情報発信に関すること ク ホームページの管理・運営に関すること ケ 広告料・協賛金等の獲得に関すること <u>コ 技術及び競技力向上に関すること</u> <u>サ 代表チーム及び選抜チームの編成及び強化に関すること</u> <u>シ スポーツ医事の執行及び競技者の健康管理に関すること</u> <u>ス 技術講習会の企画及び運営に関すること</u> <u>セ</u> その他、他の専門委員会に属さない事項に関すること</p> <p>(2) 規律委員会 (省略)</p> <p>(3) 裁定委員会 (省略)</p>	<p>(委員会)</p> <p>第2条 協会に、次の専門委員会を置く。</p> <p>(1) 総務委員会 (2) 規律委員会 (3) 裁定委員会 (4) 競技会委員会 (5) 審判委員会 (6) ユース育成委員会 (7) 指導者養成委員会 <u>(8) 強化委員会</u> <u>(9)</u> 障がい者スポーツ委員会</p> <p>(委員会の業務)</p> <p>第5条 各専門委員会の業務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 ア 協会の運営に関すること イ 総会・常務理事会・理事会の開催に関すること ウ 各委員会との連絡調整に関すること エ 各競技団体及び地区協会等との連絡調整に関すること オ 予算及び決算に関すること カ 予算執行に関すること キ 広報活動イベント及び各種大会の情報発信に関すること ク ホームページの管理・運営に関すること ケ 広告料・協賛金等の獲得に関すること (新設) (新設) (新設) (新設) <u>コ</u> その他、他の専門委員会に属さない事項に関すること</p> <p>(2) 規律委員会 (省略)</p> <p>(3) 裁定委員会 (省略)</p>

- (4) 競技会委員会
(省略)
- (5) 審判委員会
(省略)
- (6) ユース育成委員会
(省略)
- (7) 指導者養成委員会
(省略)

(削除)

(8) 障がい者スポーツ委員会

- ア 障がい者バスケットボール関係機関及び団体との連携・協力に関すること
- イ 障がい者バスケットボールの普及と競技力の向上に関すること
- ウ 障がい者バスケットボールの普及・強化等に係る競技会等の開催に関すること

- (4) 競技会委員会
(省略)
- (5) 審判委員会
(省略)
- (6) ユース育成委員会
(省略)
- (7) 指導者養成委員会
(省略)

(8) 強化委員会

- ア 技術及び競技力向上に関すること**
- イ 代表チーム及び選抜チームの編成及び強化に関すること**
- ウ スポーツ医事の執行及び競技者の健康管理に関すること**
- エ 技術講習会の企画及び運営に関すること**

(9) 障がい者スポーツ委員会

- ア 障がい者バスケットボール関係機関及び団体との連携・協力に関すること
- イ 障がい者バスケットボールの普及と競技力の向上に関すること
- ウ 障がい者バスケットボールの普及・強化等に係る競技会等の開催に関すること

(一社) 愛媛県バスケットボール協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人愛媛県バスケットボール協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という）に加盟し、愛媛県におけるバスケットボール競技界を統括し、愛媛県内のバスケットボールの普及及び振興を図り、バスケットボールを通じて県民の心身の健全な発達に寄与する。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) バスケットボールの普及・振興のための事業
- (2) バスケットボールの競技力向上のための事業
- (3) バスケットボール指導者及び審判員の育成と養成
- (4) バスケットボールに関する大会及び競技会の開催
- (5) バスケットボールに関する記録の編集及び情報の収集と提供
- (6) チームおよび競技者の登録に関すること
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(加盟義務)

第5条 この法人は、愛媛県を代表とする唯一の団体として、JBA および四国バスケットボール協会に加盟する。

(遵守義務)

第6条 この法人は、JBA の定款、基本規程およびこれに付随する諸規程ならびに国際バスケットボール連盟（以下「FIBA」という）およびFIBA ASIA の諸規程ならびにスポーツ仲裁機構（以下「CAS」という）および一般社団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という）の仲裁関連規則のほか、JBA、FIBA、FIBAASIA、CAS および JSAA の指示、指令、命令、決定ならびに裁定等を遵守する義務を負う。

第2章 会 員

(法人の構成員)

第7条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した団体及び個人

(一社) 愛媛県バスケットボール協会定款

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

(入会)

第8条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定める入会等に関する規定に基づき入会手続きを行い、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第9条 会員は、この法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(退会)

第10条 会員は、理事会が定める入会等に関する規定に基づき退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、この法人は、当該会員に対し、総会の1週間前までにその旨を通知し、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第9条の支払い義務を半年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第3章 総会

(構成)

第13条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(一社) 愛媛県バスケットボール協会定款

- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令に定められた事項

(書面決議等)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって決議することができる。

- 2 前項の場合における第19条の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び副会長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(一社) 愛媛県バスケットボール協会定款

(役員を設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事15名以上30名以内
- (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、会長をもって一般法人法上の代表理事とする。
- 3 理事のうち1名以上3名以内を副会長とし、副会長をもって一般法人法上の代表理事とする。
- 4 理事のうち1名を専務理事、2名以内を副専務理事、10名以内を常務理事とし、専務理事、副専務理事、常務理事をもって、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、総正会員の議決権の過半数の同意により、正会員以外の者から選任することができる。
- 3 会長、副会長、専務理事、副専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 理事のうち、理事いずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係がある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 ほかの同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 副専務理事、常務理事は、理事会において別の定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 6 会長、副会長、専務理事、副専務理事、常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を監査することができる。

(一社) 愛媛県バスケットボール協会定款

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員は、その地位にふさわしくない行為があったときは、総会において、総正会員の半数以上で総正会員の議決権3分の2以上に当たる多数をもって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を総会の議決を経て、報酬、賞与その他職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びに会議の目的事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長、副会長、専務理事、副専務理事、常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(一社) 愛媛県バスケットボール協会定款

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、第1号については、定時総会に報告し、第3号及び第4号までの書類については定時総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

3 定款については主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金分配の禁止)

第37条 この法人は、剰余金を分配することができない。

第7章 顧問及び参与

第38条 この法人に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、重要事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じ意見を述べることができる。

(一社) 愛媛県バスケットボール協会定款

第8章 専門委員会及び事務局

(専門委員会及び事務局の設置)

第39条 この法人の事業遂行上必要があるときは、理事会の決議を経て専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会で別に定める。
- 3 この法人の事務遂行のために、事務局を置く。
- 4 事務局の運営に関する事項は、理事会で別に定める。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第42条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第11章 附 則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(最初の事業年度)

第45条 この法人の最初の事業年度は、この法人の設立の日から平成28年3月31日までとする。